

陸上自衛隊における身分証明書等の取扱いに関する達

昭和 43 年 12 月 18 日
陸上自衛隊達第 32—3 号

改正	昭和 46 年 10 月 4 日達第 32—3—1 号	昭和 47 年 1 月 17 日達第 32—3—2 号
	昭和 49 年 11 月 1 日達第 32—3—3 号	昭和 53 年 1 月 13 日達第 122—108 号
	昭和 53 年 1 月 13 日達第 122—109 号	昭和 53 年 7 月 1 日達第 32—3—4 号
	昭和 57 年 4 月 30 日達第 122—119 号	昭和 59 年 9 月 5 日達第 32—3—5 号
	昭和 60 年 12 月 21 日達第 122—124 号	昭和 61 年 12 月 19 日達第 32—3—6 号
	平成元年 2 月 10 日達第 122—127 号	平成 2 年 2 月 6 日達第 32—3—7 号
	平成 7 年 3 月 23 日達第 32—3—8 号	平成 8 年 6 月 28 日達第 32—3—9 号
	平成 9 年 1 月 17 日達第 122—132 号	平成 9 年 2 月 5 日達第 32—3—10 号
	平成 10 年 3 月 20 日達第 122—136 号	平成 12 年 3 月 27 日達第 122—158 号
	平成 14 年 3 月 26 日達第 122—175 号	平成 16 年 3 月 29 日達第 122—192 号
	平成 17 年 3 月 28 日達第 122—197 号	平成 18 年 3 月 30 日達第 122—209 号
	平成 18 年 7 月 28 日達第 122—212 号	平成 19 年 1 月 9 日達第 32—3—11 号
	平成 19 年 11 月 12 日達第 122—223 号	平成 20 年 7 月 23 日達第 122—228 号
	平成 21 年 3 月 6 日達第 32—3—12 号	平成 22 年 3 月 15 日達第 122—237 号
	平成 22 年 6 月 30 日達第 122—245 号	平成 23 年 4 月 1 日達第 32—19 号
	平成 27 年 3 月 31 日達第 122—269 号	平成 27 年 9 月 29 日達第 122—271 号
	平成 30 年 3 月 27 日達第 122—291 号	平成 31 年 3 月 18 日達第 122—297 号
	平成 31 年 4 月 19 日達第 122—302 号	令和元年 6 月 27 日達第 122—303 号
	令和 3 年 3 月 12 日達第 122—314 号	令和 4 年 3 月 29 日達第 122—317 号
	令和 6 年 1 月 12 日達第 32-3-13 号	

隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和 37 年防衛庁訓令第 66 号）第 23 条の規定に基づき陸上自衛隊身分証明書等取扱規則（昭和 30 年陸上自衛隊達第 32—3 号）の全部を改正する。

陸上幕僚長 陸将 山田 正雄

陸上自衛隊における身分証明書等の取扱いに関する達

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 身分証明書（第 4 条—第 13 条）
- 第 3 章 予備自衛官手帳（第 14 条—第 19 条）
- 第 4 章 予備自衛官補手帳（第 19 条の 2—第 19 条の 6）
- 第 5 章 雑則（第 20 条）

附則

- 別紙第1 身分証明書
 - 別紙第2 身分証明書交付・発行申請書
 - 別紙第3 身分証明書交付簿
 - 別紙第4 亡失報告書
 - 別紙第5 ICカード身分証明書亡失報告書
 - 別紙第6 ICカード身分証明書発見報告書
 - 別紙第7 身分証明書用カード受払簿
 - 別紙第8 浮出印
 - 別紙第9 予備自衛官手帳
 - 別紙第10 予備自衛官補手帳
- 別 表

第1章 総則

(目的)

第1条 この達は、陸上自衛隊における身分証明書等の様式、発行及び取扱手続に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

2 衛生要員の身分証明書については、赤十字標章及び衛生要員の身分証明書の取扱いに関する達（陸上自衛隊達第92—11号）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この達において用いる用語の意義は、それぞれ当該各号に示すとおりとする。

(1) 身分証明書 陸上自衛官身分証明書、事務官等身分証明書、自衛官候補生身分証明書、陸上自衛隊高等工科学学校生徒身分証明書、即応予備自衛官身分証明書、個人番号カード身分証明書（隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号）第3条第32号に規定する身分証明書）をいう。

(2) 身分証明書等 身分証明書、予備自衛官手帳及び予備自衛官補手帳をいう。

(使用)

第3条 隊員は、身分証明書等を携行又は着用し、隊員としての身分を明らかにする必要がある場合には、これを提示しなければならない。ただし、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補にあつては、訓練招集及び教育訓練招集時又はそれぞれの身分を明らかにする必要がある場合に携行又は着用するものとする。

第2章 身分証明書

(発行等)

第4条 身分証明書は、陸上幕僚長を発行権者として発行責任者が発行し、その交付事務は、駐屯地業務隊長（駐屯地業務隊を置かない駐屯地にあつては、駐屯地業務を担当する部隊等の長。以下同じ。）及び自衛隊中央病院長が行う。

- 2 自衛隊地方協力本部及び情報本部（通信所）に勤務する隊員の身分証明書の交付事務は、管理支援業務を担当する駐屯地業務隊長が行う。
- 3 陸上幕僚監部及び市ヶ谷駐屯地に所在する部隊に勤務する隊員並びに内部部局、施設等機関、統合幕僚監部、情報本部（通信所を除く。）、防衛監察本部、地方防衛局及び防衛装備庁に勤務する自衛官の身分証明書の交付事務は、中央業務支援隊長（遠隔地に勤務する者について最寄りの交付責任者に依頼）が行う。
- 4 発行責任者、発行機関、交付責任者の区分は別表のとおりとする。

（様式及び規格等）

第5条 身分証明書の様式及び規格は別紙第1のとおりとする。

- 2 前項の身分証明書カードは、陸上幕僚長が、方面総監を経由（自衛隊中央病院長及び中央業務支援隊長にあっては直接）して、交付責任者に送付する。
- （交付の時期）

第6条 身分証明書の交付の時期は、陸上自衛隊員（即応予備自衛官を含む。）として採用又は任官されたとき若しくは陸上自衛隊以外の機関等から転入したとき又は予備自衛官が防衛招集等により陸上自衛官となったときとする。

- 2 個人番号カード身分証明書は、事務官等が市ヶ谷駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は陸上幕僚監部に所属となったときに発行する。

（交付手続）

第7条 身分証明書の交付手続は、次の各号に定めるところによる。

- （1）身分証明書の交付手続は、身分証明書交付・発行申請書（別紙第2）と身分証明書交付簿（別紙第3）をもって実施する。
- （2）各部隊等の長は、自衛官、事務官等、自衛官候補生、陸上自衛隊高等工科学校生徒及び即応予備自衛官等に対し、新たに身分証明書を交付する必要があるときには、身分証明書交付簿を作成し、身分証明書交付・発行申請書と写真データとともに身分証明書の交付を交付責任者に申請するものとする。
- （3）交付責任者は、各部隊等の長の申請に基づき自衛官、事務官等、自衛官候補生、陸上自衛隊高等工科学校生徒及び即応予備自衛官に対し、新たに身分証明書を交付する必要があるときには、身分証明書交付・発行申請書と写真データをもって身分証明書の発行を発行責任者に申請するものとする。この際、交付責任者は、身分証明書が交付されるまでの間、身分証明書交付簿及び身分証明書交付・発行申請書の写し1部を保管する。
- （4）発行責任者は身分証明書交付・発行申請書に基づき身分証明書を作成し、発行年月日及び証明書番号を入力した身分証明書交付簿とともに、交付責任者に送付する。
- （5）非常勤隊員の身分証明書の発行、交付は事務官等に準じる。
- （6）交付責任者は、発行責任者から身分証明書とともに送付された身分証明書交付簿をもって交付の管理を行う。
- （7）交付責任者は交付まで、身分証明書を確実に保管、管理する。

第8条 削除

(再交付)

第9条 隊員は、次の各号の一に該当するとき（再交付の理由が、人事発令その他により明らかな場合を除く。）は、速やかに身分証明書交付・発行申請書（別紙第2）と身分証明書交付簿（別紙第3）をもって順序を経て勤務する部隊等（即応予備自衛官にあつては自衛隊法（昭和29年法律第165号）第75条の3の規定により指定されている部隊。以下「指定部隊」という。）が所在する駐屯地の交付責任者に、再交付を申請しなければならない。ただし、身分証明書の亡失による場合にあつては、直ちに、申請書に加え亡失報告書（別紙第4）を提出し申請しなければならない。この際、亡失した身分証明書がICカードの場合にはICカード身分証明書亡失報告書（別紙第5）を速やかに提出しなければならない。また、亡失報告をしたICカード身分証明書を発見した場合には、速やかにICカード身分証明書発見報告書（別紙第6）を速やかに提出するものとする。

- (1) 亡失・き損又は著しく汚損し使用に堪えないとき。
- (2) 容ぼうが写真と著しく相違したとき。
- (3) 自衛官にあつては階級が変わったとき（陸士であるものを除く。）。
- (4) 即応予備自衛官にあつては指定階級が変わったとき。
- (5) 氏名を改めたとき。
- (6) 樹脂カード身分証明書からICカード身分証明書への変更を要するとき。
- (7) ICカード身分証明書においては5年、樹脂カード身分証明書においては10年、個人番号カード身分証明書においては個人番号カードの有効期限の到達するとき。

2 発行責任者は、交付責任者から前項に規定する身分証明書交付簿、身分証明書交付・発行申請書及び亡失報告書（亡失した場合に限る。）により、自衛官等身分証明書の再交付の申請を受け、これを行う必要があると認める場合には、第7条の規定を準用し、直ちに再発行して交付責任者に送付し、交付責任者は直ちに、再交付するものとする。この場合において、亡失によるときは、交付責任者は再交付に先立ちあらかじめ所要の調査を行うものとする。

(破棄)

第10条 交付責任者は、身分証明書の再交付を行った場合には、身分証明書交付簿（別紙第3）に必要な事項を記録した後、当該交付簿の写し1部とともに、隊員から提出のあった身分証明書を当該旧身分証明書の発行責任者に速やかに送付する。この場合において、発行責任者は身分証明書の記載内容及びICカードにおいてはICチップ内のデータ及び記載内容が読み取れないように、カードの破砕等の処置を講じて破棄するものとする。

(記録)

第11条 発行責任者は、身分証明書用カード受払簿（別紙第7）を備え、自衛官、事務官、自衛官候補生、陸上自衛隊高等工科学学校生徒及び即応予備自衛官別に身分証明書用紙の受払い状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 交付責任者は、身分証明書交付簿を備え、自衛官、事務官等、自衛官候補生、陸上自衛隊高等工科学校生徒及び即応予備自衛官別に暦年ごとに整理し、身分証明書の交付の状況を明らかにしておかなければならない。
- 3 身分証明書用カード受払簿及び身分証明書交付簿は 30 年保存とする。
(離職及び転出等した場合の処置)

第 12 条 部隊等の長は、隊員が離職又は陸上自衛隊以外の機関に転出等(転官、出向(防衛駐在官を除く。)及び異任を含む。以下同じ。)し、転出先で新たな身分証明書を作成するため、身分証明書が必要でなくなった場合は、直ちに、その者の身分証明書を回収し、次の各号に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 隊員が離職したときは、当該身分証明書の表面に「無効」と朱書した後、当該隊員の記録書類入れに収納する。やむを得ない理由により当該身分証明書を回収できないときは、その理由を付した書面を作成し、当該隊員の記録書類入れに収納する。
 - (2) 隊員が陸上自衛隊以外の機関に転出等したときは、速やかに、当該部隊等が所在する駐屯地の交付責任者に送付する。
- 2 交付責任者は、前項の規定により、陸上自衛隊以外の機関に転出等した隊員の身分証明書を受けたときは、身分証明書交付簿に記録した後当該身分証明書交付簿の写し 1 部とともに発行責任者に送付し、発行責任者は身分証明書の記載内容及び IC カードにおいては IC チップ内のデータ及び記載内容が読み取れないように、カードの破砕等の処置を講じて破棄するとともに、これを当該身分証明書交付簿の写しに記録するものとする。
(亡失報告)

第 13 条 交付責任者は、第 9 条に規定する亡失により、身分証明書を再交付したときは、その都度、亡失した者の所属(即応予備自衛官にあつては指定部隊)、階級(事務官等にあつては、官名及び職務の級、即応予備自衛官にあつては指定階級)、氏名、亡失した身分証明書の発行番号について、直接陸上幕僚長に報告するものとする。(補定第 7 号)

- 2 交付責任者は、IC カード身分証明書を紛失、盗難等による亡失の場合には、直ちに提出された IC カード身分証明書亡失報告書を添付して陸上幕僚長に亡失報告するとともに、中央業務支援隊長に通報するものとする。また、亡失報告をした IC カード身分証明書が発見された場合には、直ちに提出された IC カード身分証明書発見報告書を添付して陸上幕僚長に報告するとともに、中央業務支援隊長に通報するものとする。
- 3 中央業務支援隊長は、前項の規定により IC カード身分証明書の亡失又は発見の通報を受けたときは、速やかに IC カード失効又は失効解除の処置を行うものとする。
- 4 陸上幕僚長は、第 1 項及び第 2 項前段の報告に基づき、亡失した身分証明書の無効を陸上自衛隊報により公示する。

第 3 章 予備自衛官手帳
(発行等)

第 14 条 予備自衛官手帳は、予備自衛官を任用したときに、当該予備自衛官を担当する自衛隊地方協力本部長（以下本章中「手帳発行責任者」という。）が発行交付する。なお、貼布した写真には浮出印（別紙第 8）を押すものとする。

（様式及び規格等）

第 15 条 予備自衛官手帳の様式及び規格は別紙第 9 のとおりとする。

2 前項の予備自衛官手帳は、陸上幕僚長から方面総監を経由して発行責任者に送付する。

（記載事項に変更を生じた場合の処置）

第 16 条 予備自衛官は、予備自衛官手帳の記載事項に変更が生じた場合には、担当地方協力本部長（予備自衛官及び予備自衛官補の現住所の属する都道府県の区域を担当区域とする地方協力本部の地方協力本部長をいう。以下同じ。）に申し出るものとする。ただし、やむを得ない理由により、申し出ることができないときは、訓練招集に出頭した際に、その旨を訓練招集部隊等の長に申し出るものとする。

2 担当地方協力本部長又は訓練招集部隊等の長は、前項の規定により予備自衛官から予備自衛官手帳の提出を受けたときは、所要の事項を記入し又は訂正して、認証印を押し、本人に交付するものとする。この場合、訂正事項が氏名の変更であるときは、訓練招集部隊等の長は、速やかに、その旨を当該予備自衛官に係る担当地方協力本部長に通知するものとする。

（陸上自衛官となった場合の処置）

第 17 条 部隊等の長は、予備自衛官が防衛招集等により、陸上自衛官として勤務することとなったときは、予備自衛官手帳に防衛招集等に関する記事を記入するものとする。

（離職した場合の処置）

第 18 条 手帳発行責任者又は担当地方協力本部長は、予備自衛官が離職した場合には、予備自衛官手帳を直ちに回収し裁断し破棄するものとする。

（準用）

第 19 条 第 2 章第 9 条、第 11 条の規定は、予備自衛官手帳の再発行及び記録について準用する。

第 4 章 予備自衛官補手帳

（発行等）

第 19 条の 2 予備自衛官補手帳は、予備自衛官補を採用したときに、当該予備自衛官補を担当する自衛隊地方協力本部長（以下本章中「手帳発行責任者」という。）が発行交付する。なお、貼付した写真には浮出印（別紙第 8、管理支援担当駐屯地業務隊長に依頼）を押すものとする。

（様式及び規格等）

第 19 条の 3 予備自衛官補手帳の様式及び規格は別紙第 10 のとおりとする。

2 前条の予備自衛官補手帳は、陸上幕僚長から方面総監を経由して発行責任者に送付する。

（記載事項に変更を生じた場合の処置）

第19条の4 予備自衛官補は、予備自衛官補手帳の記載事項に変更を生じた場合には、担当地方協力本部長に申し出るものとする。ただしやむを得ない理由等により、申し出ることができないときは、教育訓練招集に出頭した際に、その旨教育訓練招集部隊等の長に申し出るものとする。

- 2 担当地方協力本部長及び教育訓練招集部隊等の長は、前項の規定により予備自衛官補から予備自衛官補手帳の提出を受けたときは、所要の事項を記入し又は訂正して、認証印を押し、本人に交付するものとする。この場合、訂正事項が氏名の変更であるときは、教育訓練招集部隊の長は、速やかに、その旨を当該予備自衛官補に係る担当地方協力本部長に通知するものとする。

(離職した場合の処置)

第19条の5 手帳発行責任者又は担当地方協力本部長は、予備自衛官補が離職した場合には、予備自衛官補手帳を直ちに回収し裁断し破棄するものとする。

(準用)

第19条の6 第2章第9条及び第11条の規定は、予備自衛官補手帳の再発行及び記録について準用する。

第5章 雑則

第20条 削除

附 則

- 1 この達は、昭和44年4月1日から施行する。
- 2 在日外国大公使館付陸軍武官等の取扱いに関する達（陸上自衛隊達第45—1号）別紙第2第1項第5号中「陸上自衛隊身分証明書等取扱規則」を「陸上自衛隊における身分証明書等の取扱いに関する達」に改める。
- 3 赤十字標章及び衛生要員の身分証明書の取扱いに関する達（陸上自衛隊達第92—11号）第21条中「陸上自衛隊身分証明書等取扱規則」を「陸上自衛隊における身分証明書等の取扱いに関する達」に改め、「第1章及び」を削る。

附 則（昭和46年10月4日陸上自衛隊達第32—3—1号）

この達は、昭和46年11月15日から施行する。

附 則（昭和47年1月17日陸上自衛隊達第32—3—2号）

この達は、昭和47年3月1日から施行する。

附 則（昭和49年11月1日陸上自衛隊達第32—3—3号）

この達は、昭和49年12月1日から施行する。

附 則（昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122—108号）

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122—109号）

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（昭和53年7月1日陸上自衛隊達第32—3—4号）

- 1 この達は、昭和53年8月1日から施行する。
- 2 この達による改正前の様式及び規格の予備自衛官手帳は、昭和58年3月31日までの間、この達の改正規定にかかわらず用いることができる。

附 則（昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122—119号）

- 1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。

2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。

3 この達施行の際現に保有する旧様式用の紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和59年9月5日陸上自衛隊達第32—3—5号）

この達は、昭和60年2月15日から施行する。

附 則（昭和60年12月21日陸上自衛隊達第122—124号）

1 この達は、昭和60年12月21日から施行する。

2 この達施行の際、現に使用している旧様式用の紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和61年12月9日陸上自衛隊達第32—3—6号）

この達は、昭和61年12月19日から施行する。

附 則（平成元年2月10日陸上自衛隊達第122—127号）

1 この達は、平成元年2月10日から施行し、同年1月8日から適用する。

2 この達施行の際、現に保有する旧様式用の紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（平成2年2月6日陸上自衛隊達第32—3—7号）

この達は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月23日陸上自衛隊達第32—3—8号）

1 この達は、平成7年4月1日から施行する。

2 この達施行の際、現に使用している旧規格、旧様式用の紙類は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成8年6月28日陸上自衛隊達第32—3—9号）

1 この達は、平成9年1月1日から施行する。

2 この達施行の際、現に使用している幹部、准尉、陸曹及び陸士長の旧様式の身分証明書は再交付までの間、使用することができる。

附 則（平成9年1月17日陸上自衛隊達第122—132号）

この達は、平成9年1月20日から施行する。

附 則（平成9年2月5日陸上自衛隊達第32—3—10号）

この達は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月20日陸上自衛隊達第122—136号）

この達は、平成10年3月26日から施行する。

附 則（平成12年3月27日陸上自衛隊達第122—158号）

1 この達は、平成12年3月28日から施行する。（ただし書略）

2 この達の施行の日から檜町駐屯地の廃止の日の前日までの間は、第7条の改正規定中「市ヶ谷駐屯地」とあるのは「市ヶ谷駐屯地及び檜町駐屯地」と読み替えるものとする。

3 この達の施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（平成14年3月26日陸上自衛隊達第122—175号）

1 この達は、平成14年3月27日から施行する。

2 この達の施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成 16 年 3 月 29 日陸上自衛隊達第 122—192 号）

1 この達は、平成 16 年 3 月 29 日から施行する。ただし、第 1 条及び第 3 条から第 7 条までの規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

2 この達の施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日陸上自衛隊達第 122—197 号）

1 この達は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日陸上自衛隊達第 122—209 号）

この達は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 28 日陸上自衛隊達第 122—212 号）

1 この達は、平成 18 年 7 月 31 日から施行する。

2 この達の施行に際し、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成 19 年 1 月 9 日陸上自衛隊達第 32—3—11 号）

1 この達は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

2 この達の施行の際、現に使用している旧様式の身分証明書は、再交付までの間、使用することができる。

附 則（平成 19 年 11 月 22 日陸上自衛隊達第 122—223 号）

この達は、平成 19 年 11 月 23 日から施行し、同年 9 月 1 日から適用する。

附 則（平成 20 年 7 月 23 日陸上自衛隊達第 122—228 号）

この達は、平成 20 年 7 月 23 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 9 日陸上自衛隊達第 32—3—12 号）

1 この達は、平成 21 年 3 月 9 日から施行する。

2 この達の施行の際、現に使用している旧様式の身分証明書については、新様式の身分証明書が交付されるまでの間、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 3 月 15 日陸上自衛隊達第 122—237 号）

この達は、平成 22 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月 30 日陸上自衛隊達第 122—245 号）

この達は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日陸上自衛隊達第 32—19 号）

この達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日陸上自衛隊達第 122—269 号）

この達は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 29 日陸上自衛隊達第 122—271 号）

この達は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122—291 号）

この達は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 18 日陸上自衛隊達第 122—297 号）

この達は、平成31年3月18日から施行する。

附 則（平成31年4月19日達陸上自衛隊第122-302号）

- 1 この達は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式用の紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（令和元年6月27日達陸上自衛隊第122-303号）

- 1 この達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和3年3月12日達陸上自衛隊第122-314号）

- 1 この達は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、第2条から第3条までの規定による改正の前の現に存する様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類については、この達による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる

附 則（令和4年3月29日陸上自衛隊達第122-317号）（抄）

- 1 この達は、令和4年4月1日から施行する。

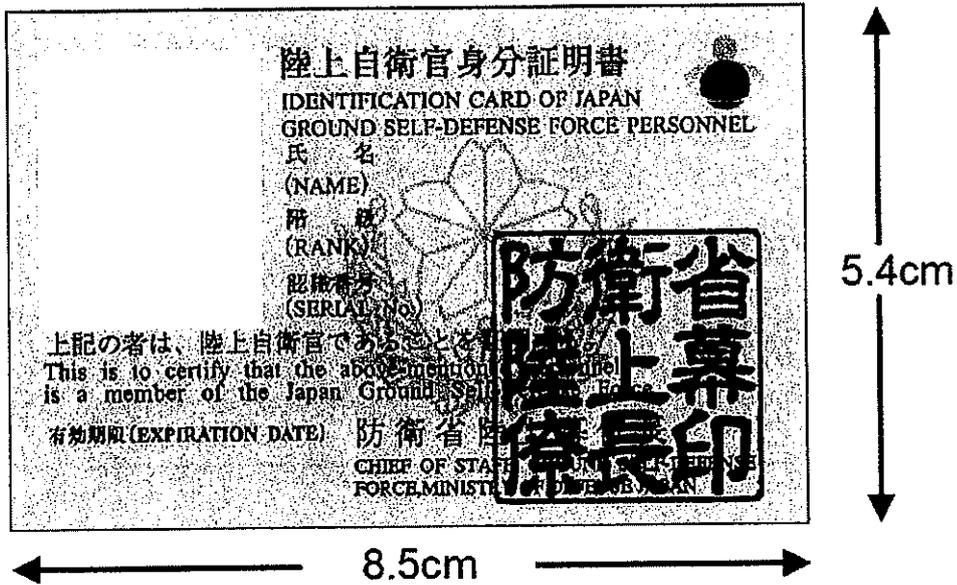
附 則（令和6年1月12日陸上自衛隊達第32-3-13号）

- 1 この達は、令和6年2月1日から施行する。
- 2 この達施行の際に現に市ヶ谷駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は陸上幕僚監部に所属している事務官等については、個人番号身分証明書の発行申請があったものとみなす。

身分証明書

- 1 陸上自衛官身分証明書
- (1) ICカード

(表)



(裏)

生年月日 DATE OF BIRTH	血液型 BLOOD TYPE	自署 SIGNATURE OF BEARER
	身長 HEIGHT	右母指 RIGHT THUMB
	体重 WEIGHT	左母指 LEFT THUMB
	眼色 COLOR OF EYES	
	髪の色 COLOR OF HAIR	
発行機関：防衛省陸上自衛隊		
注意事項 ・他人への貸付、譲渡は行わないこと。 ・身分としての身分を失った場合は、速やかに返納すること。 ・紛失時は、速やかに届け出ること。 ・切り取りたりしないこと。		

認識票に関する訓令を次のように定める。

令和4年9月27日

防衛大臣 浜田 靖一

認識票に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、認識票の制式等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において「認識票」とは、個人の識別及び輸血に必要な情報を記載した携行用の札をいう。

(記載事項)

第3条 認識票には次の各号に掲げる事項をローマ字、数字及び記号をもって刻印するものとする。

(1) 氏名

(2) 認識番号

(3) 国籍

(4) 所属する自衛隊

(5) 血液型 (A B O 式及び R h 式)

2 血液型の記載は、医学的に合理的な検査の結果に基づくものとし、認識票の交付を受ける者の自己申告に基づき記載してはならない。

(制式及び記載要領)

第4条 認識票は複式とし、その制式及び前条第1項各号に掲げる事項の記載要領は、別紙のとおりとする。
(交付)

第5条 認識票は、自衛官に交付するものとする。ただし、必要に応じて、自衛官以外の者に対して交付することができる。

2 前項ただし書の規定により交付する認識票に記載する事項は、第3条第1項の規定によるでないことができる。

(着用)

第6条 自衛官は、次の各号に掲げる場合に認識票を着用しなければならない。

(1) 自衛隊法 (昭和29年法律第165号) 第6章の

規定に基づき行動する場合

- (2) 自衛隊の航空機に搭乗する場合
- (3) その他部隊等の長が必要と認める場合

2 認識票は、首にかけて下着の下に着用するものとする。

(委任規定)

第7条 この訓令の実施に関し必要な事項は、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長が定める。

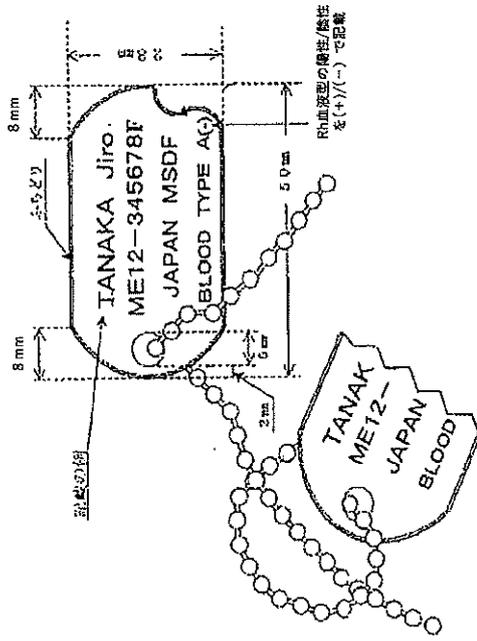
附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この訓令の施行前に交付された認識票は、令和8年3月31日までは、使用することができる。

別紙(第4条関係)

制式及び記載要領



- 1 材質 ステンレス・スチール製又は耐熱性かつ耐塩性の不銹鋼
- 2 厚さ 0.5mm
- 3 長さ 60~65cm及び15~17cm
- 4 第3条第1項第4号に掲げる所属する自衛隊については、陸上自衛隊にあってはG S D F、海上自衛隊にあってはM S D F、航空自衛隊にあってはA S D Fと記載するものとする。

認識票に関する訓令（令和 4 年防衛省訓令第 69 号）第 7 条の規定に基づき、認識票に関する達を次のように定める。

令和 4 年 9 月 29 日

陸上幕僚長 陸将 吉田 圭秀

認識票に関する達

改正 令和 6 年 4 月 3 日達第 21—33—1 号

（目的）

第 1 条 この達は、陸上自衛隊における認識票の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（制式及び記載要領、記載事項）

第 2 条 認識票への記載は刻印により行う。

- 2 個人交付用及び部隊交付用の認識票の制式及び記載要領等は別紙第 1 図 1 及び図 2 のとおりとする。

（交付）

第 3 条 認識票は、常備自衛官及び即応予備自衛官等（即応予備自衛官及び予備自衛官をいう。）並びに体験搭乗等を実施する航空科部隊に交付する。

- 2 部隊交付の対象となる航空科部隊については、別紙第 2 の部隊とし、自衛官以外の者が陸上自衛隊の航空機に搭乗する場合、認識票を交付し着用させることができるものとする。

（着用）

第 4 条 認識票は、2 枚 1 組で使用する。（別紙第 1 図 3）

（補給管理）

第 5 条 認識票の補給管理に関する事項は、陸上自衛隊補給管理規則（陸上自衛隊達第 71—5 号（19. 1. 9）。以下「規則」という。）により行い、物品の区分については次のとおりとする。

- (1) 物品管理区分
需品器材の雑品のその他（Q09）（規則第 15 条）
- (2) 需給統制区分
補給統制本部統制品目（規則第 16 条）の定めるところによる。

2 認識票の補給・請求・回収系統については下記に示すとおりとする。

補給統制本部	補給処	駐屯地業務隊等	使用部隊等	摘要
○ ←	○ ←	○ ←	○ ←	請求系統
○ →	○ →	○ →	○ →	補給系統
		○ ←	○ ←	回収系統

3 刻印は、補給処が担当する。

4 使用部隊等においては、人事係が業務を担当する。

(請求要領等)

第6条 未交付である自衛官については、別紙第3に示す認識票交付者名簿に部隊名、階級、氏名（ふりがなをひらがなで、ローマ字名をへボン式（へボン式の綴り方は、別紙第4による。）で併記）、認識番号及び血液型（ABO式、Rh式）を記載して請求する。

2 認識票は、認識票交付者名簿（別紙第3）に記載した上で交付する。認識票交付者名簿は、中隊等单位で作成、保管する。

3 自衛官が氏名を改めたとき、亡失、又は棄損したとき等の再交付の請求は、その都度実施する。ただし、亡失による場合は、別紙第5に示す亡失報告書を駐屯地業務隊等の長に提出する。

4 分任物品管理官たる部隊等の長は、転出する自衛官で交付を受けている自衛官については、別紙第6に示す認識票携行証明を作成し、人事記録と一緒に携行させるとともに、別紙第3の認識票交付者名簿に記載する。なお、交付を受けていない自衛官については、定期異動後、1ヶ月以内に同条第1項の手続を行うものとする。

(回収)

第7条 供用することができない、又は供用する必要のない認識票は使用部隊等で不用決定し、原形を崩す、又は切断した後、駐屯地業務隊等へ後送する。

2 常備自衛官から即応予備自衛官に採用された者の認識票は、回収しない。

附 則

1 この達は、令和4年10月1日から施行する。

2 この訓令の施行前に交付された認識票は、令和8年3月31日まで使用することができるものとし、混用期間における運用等については別に定めるものとする。

附 則（令和6年4月3日達第21—33—1号）

この達は、令和6年4月1日から施行する。

制式及び記載要領等

図1

個人交付用記載事項

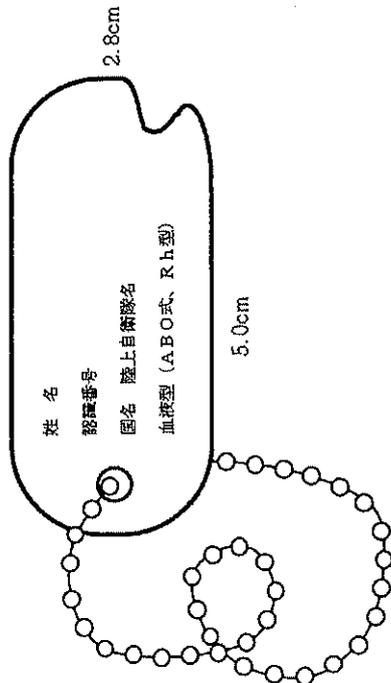


図2

部隊交付用記載事項

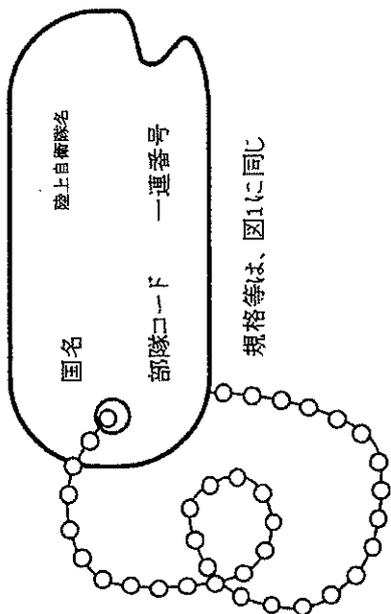
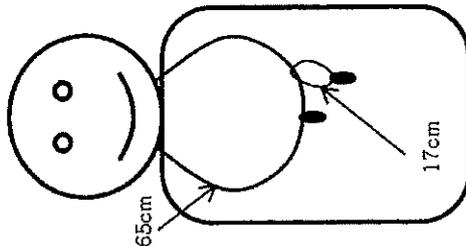


図3



(刻印例)

NINSHIKI Taro
G1234567
JAPAN GSDF
BLOOD TYPE A (-)

名の一番初めの文字は大文字、
その後は小文字で記載する。
Rh 血液型の陽性/陰性を
(+) (-) で記載する。

(刻印例)

JAPAN GSDF
657 0000123

注：部隊コードは、別紙第2のコードを使用する。

部隊交付の対象部隊等

部隊名	コード	一連番号
第1ヘリコプター団	555	000001~000150
航空学校	657	000001~000150
北部方面航空隊	001	000001~000200
東北方面航空隊	101	000001~000150
東部方面航空隊	201	000001~000100
中部方面航空隊	301	000001~000100
西部方面航空隊	401	000001~000150
第1飛行隊	211	000001~000100
第2飛行隊	011	000001~000100
第3飛行隊	311	000001~000100
第4飛行隊	411	000001~000100
第5飛行隊	012	000001~000100
第6飛行隊	111	000001~000100
第7飛行隊	013	000001~000100
第8飛行隊	412	000001~000100
第9飛行隊	112	000001~000100
第10飛行隊	312	000001~000100
第11飛行隊	014	000001~000100
第13飛行隊	313	000001~000100
第14飛行隊	314	000001~000100
第12ヘリコプター隊	212	000001~000100
第15ヘリコプター隊	461	000001~000100

別紙第3 (第6条関係)

認識票交付者名簿

(記載例)

〇〇中隊

連番	部隊名	階級	氏名	認識番号	血液型	受け渡し		備考
						交付	返納	
1	〇〇中隊	3佐	ひので のりお (HINODE NORIO)	G1234567	A (+)	2.4.1 印		中隊長
2	"	1尉	にんしき じろう (NINSHIKI JIRO)	G0123456	B (-)	3.4.1 印		副隊長 3.8.1に〇△普通に転出 赤二線で抹消
3								
4								
5								
6								
7								

注： 1 中隊等单位で作成、保管する。

寸法：日本産業規格A4

2 Rh型は、ABO式の表記の後に「(+）」「(-）」と記入する。

別紙第4 (第6条関係)

へボン式ローマ字のつづり方表

あ A	か KA	さ SA	た TA	な NA	は HA	ま MA	や YA	ら RA	わ WA	が GA	さ ZA	だ DA	ば BA	ぱ PA
い I	き KI	し SHI	ち CHI	に NI	ひ HI	み MI		り RI		ぎ GI	じ JI	ぢ JI	び BI	ぴ PI
う U	く KU	す SU	つ TSU	ぬ NU	ふ FU	む MU	ゆ YU	る RU	を O	く GU	ず ZU	づ ZU	ぶ BU	ぷ PU
え E	け KE	せ SE	て TE	ね NE	へ HE	め ME		れ RE		げ GE	ぜ ZE	で DE	べ BE	ぺ PE
お O	こ KO	そ SO	と TO	の NO	ほ HO	も MO	よ YO	ろ RO	ん N	こ GO	ぞ ZO	と DO	ぼ BO	ぽ PO
きゃ KYA	しゃ SHA	ちゃ CHA	にゃ NYA	ひゃ HYA	みゃ MYA	りゃ RYA		ぎゃ GYA	じゃ JA		びゃ BYA			
きゅ KYU	しゅ SHU	ちゅ CHU	にゅ NYU	ひゅ HYU	みゅ MYU	りゅ RYU		ぎゅ GYU	じゅ JU		びゅ BYU			
きょ KYO	しょ SHO	ちょ CHO	にょ NYO	ひょ HYO	みょ MYO	りょ RYO		ぎょ GYO	じょ JO		びょ BYO			

注：1 へボン式では以下の用法は使用しない。

し → SI ち → TI つ → TU ふ → HU じ → ZI ぢ → ZI
 しや → SYA しゅ → SYU しよ → SYO ちや → TYA ちゅ → TYU ちよ → TYO
 じゃ → ZYA じゅ → ZYU じよ → ZYO じえ → JE

- 2 撥音 (はつおん) B, M, Pの前にはNの代わりMにをおく。
 (例) 難波 (なんば) → NAMBA 本間 (ほんま) → HOMMA 三瓶 (さんべい) → SAMPEI
- 3 促音 子音を重なで示す。
 (例) 服部 (はつとり) → HATTORI 吉川 (きつかわ) → KIKKAWA
 ただし、ち (CHI)、ちや (CHA)、ちゅ (CHU)、ちよ (CHO) 音に限り、その前にIを加える。
 (例) 発地 (ほつち) → HOTCHI 八丁 (はつちよう) → HATCHO
- 4 長音は表記しない。
 ITO (O) ITOH (X) ITO (X) ITO (X)

亡失報告書

令和 年 月 日

殿

所属
階級
氏名

私は、下記のとおり認識票を亡失したので報告します。

記

- 1 亡失の日時
- 2 亡失の場所
- 3 亡失の状況
- 4 部隊コード及び一連番号 (必要がある場合記入)

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

部隊名

分任物品管理官

官 職

氏

名

注：亡失の状況は詳細に記載する。

寸法：日本産業規格A4

